

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成20年6月25日 |
| 【会社名】 | 株式会社 ルネサンス |
| 【英訳名】 | RENAISSANCE, INCORPORATED |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長執行役員 唐木 康正 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都墨田区両国二丁目10番14号 |
| 【電話番号】 | 03 (5600) 5312 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員経理財務担当 中川 克夫 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都墨田区両国二丁目10番14号 |
| 【電話番号】 | 03 (5600) 5312 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員経理財務担当 中川 克夫 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

当社は、平成20年6月25日開催の当社の取締役会において、平成20年8月1日（予定）を効力発生日として、株式会社リーヴ・スポーツ（以下「リーヴ・スポーツ」）と合併することを決議し、合併契約書を締結いたしました。当該合併契約の締結により、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3、同項第2号並びに同項第3号の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

1. 当該吸収合併に関する事項

（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3）

（1）当該吸収合併の相手会社に係る事項（平成20年3月31日現在）

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 株式会社リーヴ・スポーツ

本店の所在地 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

代表者の氏名 代表取締役社長執行役員 貴船 正路

資本金の額 250百万円

純資産の額 750百万円

総資産の額 2,218百万円

事業の内容 スポーツクラブ及びスクールの運営、スポーツ施設の運営受託及び運営指導

② 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単体）

| 決算期 | 平成18年3月期 | 平成19年3月期 | 平成20年3月期 |
|------------|----------|----------|----------|
| 売上高（百万円） | 3,423 | 3,642 | 3,607 |
| 営業利益（百万円） | 130 | 115 | △154 |
| 経常利益（百万円） | 108 | 92 | △182 |
| 当期純利益（百万円） | 37 | 52 | 37 |

③ 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成20年3月31日現在）

三菱地所株式会社 86.0%

株式会社ルネサンス 14.0%

④ 当社との資本関係、人的関係及び取引関係

（平成20年3月31日現在）

資本関係 当該被吸収合併会社に14.0%出資しております。

人的関係 当社取締役1名が、被合併会社の取締役を兼任しております。

取引関係 該当事項はありません。

(2) 当該吸収合併の目的

フィットネスクラブ業界は、人々の健康志向の高まりとともに市場の成長が続いております。また、本年4月からは、健康保険組合等の医療保険者に対して「特定健康診査・特定保健指導」が義務化されるなど、生活習慣病の予防に向けた取り組みがスタートし、当業界の果たす役割は今後いっそう大きくなるものと期待されております。しかしながら、同業各社の積極的な新規出店やホームフィットネスの台頭など、近年当業界の競争は激化しております。このような状況の中、現在、全国で97のスポーツクラブを展開する当社と、首都圏を中心に9のスポーツクラブを展開するリーヴ・スポーツが合併することにより、事業の拡大を図り、競争力の強化を進めてまいります。

また、本合併を実現することによって、当社及び三菱地所間における開発案件・出店情報の共有など、当社が有するスポーツクラブ運営のノウハウ及び健康ソリューション力と三菱地所が有する不動産デベロップメント力を相互に提供し、相互にメリットのある提携関係を構築してまいります。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他吸収合併契約の内容

① 当該吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式であり、リーヴ・スポーツは解散いたします。

なお、当該合併は、会社法第796条第3項に定める簡易合併の規定により、当社において合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく行います。

② 吸収合併に係る割当ての内容

i) 吸収合併に係る割当ての内容（合併比率）

リーヴ・スポーツ普通株式1株に対して、当社普通株式330株を割当てます。

ただし、当社が保有するリーヴ・スポーツ普通株式700株については、合併による株式の割当ては行いません。

ii) その他の合併契約の内容

その他、合併契約の内容は、(6)をご参照ください。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

当社は、当該合併に用いられる合併比率の算定にあたって公正性を期すため、第三者機関に両社の企業価値の算定を依頼しました。

第三者機関は、両社について将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF（ディスカウント・キャッシュフロー）方式を主たる指標として採用しております。また、参考として、当社については市場株価基準方式、および修正簿価純資産方式による分析等を、リーヴ・スポーツについては類似会社比準方式、および修正簿価純資産方式による分析等を行っております。

上記算定結果に基づき、合併当事者間において慎重に協議の上、株式交換比率を決定しております。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

| | |
|--------|--|
| 商号 | 株式会社ルネサンス |
| 本店の所在地 | 東京都墨田区両国二丁目10番14号 |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長執行役員 唐木 康正 |
| 資本金の額 | 2,210,380,000円 |
| 純資産の額 | 現時点では確定しておりません。 |
| 総資産の額 | 現時点では確定しておりません。 |
| 事業の内容 | フィットネスクラブ、スイミングスクール、テニススクール、ゴルフスクール等のスポーツクラブ事業及びその関連事業 |

(6) 合併契約書の内容は次のとおりであります。

合併契約書

株式会社ルネサンス（以下「甲」という）と、株式会社リーヴ・スポーツ（以下「乙」という）とは、次のとおり合併契約を締結する。

第1条（合併の形式及び合併当事会社）

1. 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併し、甲が乙の権利義務の全部を承継する。
2. 吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号 株式会社ルネサンス
住所 東京都墨田区両国二丁目10番14号

(2) 吸収合併消滅会社

商号 株式会社リーヴ・スポーツ
住所 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

第2条（合併の効力発生日）

合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という）は、2008年8月1日とする。但し、合併手続の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる

第3条（合併に際して交付する株式及びその割当等）

1. 甲は、本合併に際して普通株式を発行し、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載された株主に対して、その所有する普通株式1株につき甲の普通株式330株の割合をもって割当交付する。但し、甲が所有する乙の普通株式に対しては割当交付しない。
2. 甲と乙とは、前項により甲が発行する普通株式の総数は、1,419,000株であることを確認する。

第4条（増加すべき資本金及び準備金等）

合併により増加すべき甲の資本金等の額は次のとおりとする。但し、効力発生日における乙の資産及び負債の状態により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

- ① 増加する資本金の額 : 金0円
- ② 増加する資本準備金の額 : 金0円
- ③ 増加するその他資本剰余金の額 : 金610,170,000円

（会社法計算規則第58条第1項第3号イ及びロに掲げる額の合計額から、同号ハに掲げる額の合計額を減じて得た額）

第5条（合併承認取締役会及び合併承認総会）

1. 甲は、会社法796条第3項に基づき、795条1項に定める株主総会の決議を経ないものとする。
2. 甲は2008年6月25日に合併を承認する取締役会を、乙は2008年6月25日に合併を承認する株主総会を、それぞれ開催して、本合併契約書の承認及び合併に必要な事項に関する決議をなすものとする。但し、合併手続の進行上の必要性その他の事情により、甲乙協議のうえ、それぞれの招集日を変更することができる。

第6条（会社財産の引継ぎ）

1. 乙は、2008年3月31日における貸借対照表及び計算書類等を基礎とし、これに合併期日の前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を合併期日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。
2. 乙は、2008年3月31日から効力発生日の前日までの間に発生した資産、負債及び権利義務の変動について、別の計算書を作成し、効力発生日にその内容を甲に対し明示する。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行し、且つ、一切の財産管理の運営を行う。なお、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議し、合意のうえ、これを実行する。

第8条（役員及び従業員の引継ぎ並びにその処遇）

1. 甲は、本合併に際して三菱地所株式会社及びその子会社または関連会社に復帰する出向者を除いて、効力発生日における乙の執行役員及び従業員を、甲の従業員として引き継ぐ（甲が従業員として引き継ぐ乙の執行役員及び従業員を、以下「引継従業員等」という）。

2. 甲は、引継従業員等の処遇については、効力発生日から2年間、引継従業員等にとって不利益となる変更は行わないものとする。

第9条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態、経営状態に重要な変動を生じたときは、甲乙協議のうえ、合併条件を変更または本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、第5条第2項に定める甲の合併承認取締役会または乙の合併承認株主総会の承認が得られなかった場合、必要な関係官庁の承認が得られなかった場合、若しくは会社法796条第4項（反対株主からの通知）に該当した場合は、その効力を失うものとする。但し、会社法796条第4項に該当した場合には、甲乙協議のうえ、甲の株主総会において吸収合併の承認の決議を受けることを主たる修正点とする合併契約を、すみやかに、再度、締結するものとする。

第11条（本契約書に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、定めるものとする。

[以下余白]

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2008年6月25日

甲： 東京都墨田区両国二丁目10番14号
株式会社ルネサンス
代表取締役社長執行役員 唐木 康正

乙： 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
株式会社リーヴ・スポーツ
代表取締役社長執行役員 貴船 正路

2. 募集によらないで取得される有価証券の発行に関する事項

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号)

(1) 株式の種類及び銘柄

当社普通株式

(2) 発行数

普通株式 1,419,000株

(3) 発行価格及び資本組入額

発行価格 430円

資本組入額は、1株につき0円です。

(4) 発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額 610,170千円

資本組入額は0円であり、資本金の増加はありません。

(5) 発行方法

リーヴ・スポーツの普通株式1株につき、当社普通株式330株の割合をもって新株式を割当交付いたします。

ただし、当社が保有するリーヴ・スポーツ普通株式700株については、合併による株式の割当ては行いません。

(6) 新株発行による手取金の額及び用途

該当事項はありません。

(7) 新株発行年月日

平成20年8月1日(予定)

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

(9) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号りに該当する事項

該当事項はありません。

(10) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称に準ずる事項

該当事項はありません。

(11) 募集又は売出しを行う地域に準ずる事項

該当事項はありません。

(12) 金融商品取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限が付されている場合における当該制限の内容

該当事項はありません。

(13) 当該株式を取得しようとする者

名称 三菱地所株式会社

住所 東京都千代田区大手町一丁目6番1号

代表者の氏名 代表取締役社長 木村 恵司

資本金の額 136,534百万円

事業の内容 オフィスビル・商業施設等の開発、賃貸、管理、マンション・建売住宅等の建設、販売

3. 当社の親会社の異動に関する事項

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号)

(1) 当社の親会社に該当しなくなる会社

① 名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称 D I C株式会社

住所 東京都中央区日本橋三丁目7番20号

代表者の氏名 代表取締役社長執行役員 小江 紘司

資本金の額 82,423百万円

事業の内容 化学製品の製造

(2) 当該異動の前後における親会社の所有に係る当社の議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合

① 当該親会社の所有に係る当社の議決権の数

異動前 101,750個

異動後 101,750個

② 当該親会社の所有に係る当社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 50.98%

異動後 47.59%

(注1) 総株主等の議決権に対する割合は、当社が平成20年6月26日に提出予定の第26期
有価証券報告書記載の「総株主の議決権」の数、199,588個（平成20年3月31日現
在）に上記「2. 募集によらないで取得される有価証券の発行に関する事項、
(2) 発行数」1,419,000株に対する議決権の数、14,190個を加算した数値を基に
算出しております。

(注2) 総株主等の議決権に対する割合については、小数点以下第三位を切り捨てておりま
す。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

① 当該異動の理由

当社が、平成20年8月1日をもってリーヴ・スポーツを吸収合併する対価として、募集に
よらないで発行する普通株式1,419,000株を発行することにより、D I C株式会社の所有す
る当社議決権の数が50%以下となり、当社の親会社には該当しないこととなるためです。

② 当該異動の年月日

平成20年8月1日（予定）